

佐賀県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二〇四号	唐津市唐房一丁目四四二番一四地先から 唐津市浦字門前五二〇〇番 二地先まで	唐津市唐房一丁目四四二番一四地先から 唐津市浦字門前五二〇〇番 二地先まで	六・〇	一、四八一・七
	唐津市唐房一丁目四四二番一四地先から 唐津市浦字門前五二〇〇番 二地先まで	唐津市唐房一丁目四四二番一四地先から 唐津市浦字門前五二〇〇番 二地先まで	六・〇	一、四八二・一